

★ 広島県契約規則の一部を改正する規則（規則第三十八号）（総務事務課）

一 改正の要旨

契約に係る落札者等の負担軽減を図ることを目的として、契約締結期間から県の休日を除くため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年六月一日

★ 建設工事執行規則の一部を改正する規則（規則第三十九号）（建設産業課）

一 改正の要旨

建設工事等の契約に係る落札者等の負担軽減を図ることを目的として、契約締結期間から県の休日を除くため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年六月一日